## 「外来医療計画ガイドライン」の概要及び本県の対応の方向性(素案)について

 第23回
 兵庫県医療審議会

 地域医療対策部会

 令和元年6月24日

1 「外来医療に係る医療提供体制の確保に関するガイドライン」について

「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する計画」(以下「外来医療計画」と省略)の考え方や構造、策定に当たって留意すべき事項等を示したもの(平成31年3月29日付け厚生労働省通知)

- 2 主な論点とそれに対する本県の状況及び対応の方向性(素案)について
- (1) 外来医師多数区域の設定

1)外米医師多数区域の設定	
ガイドラインの記載内容	本県の状況等
ガ イ ド ラ イ ン の 記 載 内 容	本 県 の 状 況 等  【本県の状況】
	<ul><li>【今後の進め方】</li><li>○ 対象区域は国ガイドラインの原則どおり二次医療圏を単位として設定</li><li>○ 「協議の場」は各二次医療圏域の健康福祉推進協議会(医療部会)を活用</li><li>※ 医療機器の共同利用等に関する協議にも活用</li></ul>

## (2) 外来医療計画に盛り込む事項等

ガイドラインの記載内容	今後の進め方
<ul> <li>【外来医療計画に盛り込む事項】         <ul> <li>○ 外来医療計画には最低限、次の事項を盛り込む</li> <li>① 外来医師偏在指標を用いた外来医師多数区域の設定</li> </ul> </li> <li>② 新規開業者等への①等に関する情報提供             《計画で明示的に示す情報》             <ul> <li>二次医療圏ごとの外来医師偏在指標</li> <li>外来医師多数区域の情報や医療機関のマッピングに関する情報</li> <li>新規開業者に求める事項(協議プロセス・公表の方法等含む)</li> </ul> </li> <li>③ 外来医療に関する「協議の場」の設置             《「協議の場」の役割)             ・地域で不足している外来医療機能の検討             (例:休日夜間の初期救急医療、在宅医療、予防接種等の公衆衛生 等)</li> <li>【実効性の確保のための措置等】             ○ 新規開業者の届出様式への記載追加(不足する外来医療機能を担うことについての合意)             ○ 合意を拒否する事業者の「協議の場」への出席要請、協議結果の公表             ○ 合意を拒否する医療機関等の県医療審議会への報告・意見聴取</li> </ul>	<ul> <li>○ 本県において検討する事項と、「協議の場」において協議する事項の整理</li> <li>【本県において検討・整理する事項】</li> <li>・ 「協議の場」での検討に必要な現状のデータの整理・提供</li> <li>・ 事業者との協議プロセスや公表方法の標準的なルールの整理</li> <li>・ 実効性の確保のための方策の検討(届出様式の見直し等)</li> <li>【「協議の場」において協議する事項】</li> <li>・ 地域で不足している外来医療機能</li> <li>・ 「協議の場」で行う新規開業者への働きかけに係る具体的運用方法</li> </ul>

## (3) 医師機器の効率的な活用に係る計画

<ul><li>○ 医療機器の効率的な活用に係る計画を外来医療計画に盛り込む</li><li>○ ○</li></ul>	【区域の設定等】
(対象となる医療機器》 ① CT (全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT) ② MRI (1.5テスラ未満、1.5テスラ以上3.0テスラ未満及び3.0テスラ以上のMRI) ③ PET (PET及びPET→CT) ④ 放射線治療 (リニアック及びガンマナイフ) ⑤ マンモグラフィ 【医療機器の共同利用等について協議を行う区域等の設定】 ○ 協議の場は、「外来医療に係る医療提供体制に係る協議の場」を活用 ※ 必要に応じワーキンググループを設置することも可 ○ 医療機器の効率的な活用に係る協議を行う区域は、外来医療計画と同様に二次医療圏単位を基本として設定 ※ 医療機器の効率的な活用に係る協議を行う区域は、外来医療計画と同様に二次医療圏単位を基本として設定 ※ 医療機器の効率的な活用に係る計画として定める内容】 ○ 次の事項を外来医療計画に盛り込む ① 医療機器の配置状況に関する情報 (医療機器の配置状況に関する指標) ② 医療機器の配置状況に関する情報 (医療機器の配置状況に関する情報) ③ 共同利用の方針 (医療機器の項目ごと・区域ごとに定める) ※ 「対象医療機器購入時に医療機関で共同利用計画を作成し、協議の場で確認」が原則 ※ 「共同利用」には、連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含む。 ④ 共同利用計画の記載事項とチェックのためのプロセス	<ul> <li>□ 国ガイドラインの原則どおり二次医療圏を単位として設定し、外来医療に係る医療提供体制に係る協議の場(健康福祉推進協議会)を活用</li> <li>○ 各「協議の場」での協議等         <ul> <li>全ての二次医療圏域で「共同利用の方針」についての協議を実施</li> <li>取組の標準となる内容については本県から情報提供</li> </ul> </li> </ul>